

障 ー 1730
令和4年9月14日

各市町村担当部局長 様
(障害者差別解消担当課扱い)

秋田県健康福祉部障害福祉課長

秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例
の周知・徹底について（依頼）

本年6月、一部新聞報道において、市町村議会の傍聴規則に精神障害者の傍聴を拒否する等、障害を理由とした差別的な規定が散見されとの記事がありました。

本県では、秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例（以下「条例」という。）において、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁じていること、また、行政機関等においては、障害者の権利利益を侵害することがないように、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を行うこととされているところであります。

各市町村の障害者差別解消の担当部局におかれては、障害を理由とする規定について点検を行うなど、今一度、本条例の趣旨を踏まえた適切な対応について、貴自治体の各部局、議会事務局、各委員会等に対し、周知・徹底いただきますようお願いいたします。

連絡先

障害福祉課調整・障害福祉班 石塚

TEL 018-860-1331

FAX 018-860-3886

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp